

令和 4 年 6 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 6 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 31 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消願について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 空き家に付随した農地指定申請について
日程第 6 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 福 島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 6 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。

以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和4年6月27日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和4年6月27日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7番：清水 照夫 委員」と「8番：関口 裕 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

会 長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号3番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。現在、ハウス栽培・露地栽培を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の合理化を図りたく申請するもの。
番号2番。現在、露地栽培を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の合理化を図りたく申請するもの。
番号3番。現在、ハウス栽培を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の合理化を図りたく申請するもの。
以上3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 相続財産管理人が譲渡人となっていますが、元の名義人はどなたですか。

事務局 元の名義人は鈴木秀哉さんです。鈴木さんがお亡くなりになり、相続人が不存在ということで、相続財産管理人が譲渡人となっております。

9番推進委員 相続人がいなければ財産は国庫に帰属するのではないのですか。

事務局 確認した後ほどご回答いたします。

会長 その他にご意見などございますか。

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会長 続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会長 続きまして番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第2号

会長 日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。諸事情により事業計画を断念したため、取消を願い出るもの。平成29年5月25日許可。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番
会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号
会 長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

番号1番
事務局 番号1番。こちらにつきましては、議案第4号番号2番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりお願いいたします。

議案第4号
会 長 日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号6番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号1番。現在、不動産賃貸業を営んでいますが、申請地の隣地である土地建物を賃貸するに際し、申請地を買い受け、宅地拡張したく申請するもの。始末書添付。阿左美1918-7宅地485.88㎡と一体利用。大間々用水土地改良区第6工区。
番号2番。こちらにつきましては、議案第3号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、3ページにお戻り下さい。
番号1番。昭和62年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、露天資材置場及び車輛置場として利用したいとの要望があり、計画を変更するもの。昭和62年1月19日、5条許可、全部承継、農地法第5条同時申請。4ページにお戻り下さい。
番号2番。不動産業及び土木建築業を主体に営んでいますが、土木建築工事用の資材、車輛の置場が不足しているため、申請地を買い受け、露天資材置場及び車

輻置場として利用したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。
番号3番。桐生市内の賃貸住宅に夫婦2人で暮らしていますが、申請地を買い受け、自己の住宅、事業用駐車場、倉庫用地として利用したく申請するもの。
番号4番。現在、桐生市内で製造業を営んでいますが、現在の場所は通勤に時間がかかること等から、義父より申請地を借り受け、作業所及び事務所を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第10工区。
番号5番。不動産業を営んでいますが、交通の便が良く、閑静で住宅地に適した申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。
番号6番。埼玉県朝霞市に住んでいますが、申請地を譲り受け、敷地拡張したく申請するもの。浅原640-3宅地428.38㎡外1筆計528.74㎡と一体利用。
以上7件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長

番号1番につきましては、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

番号1番の案件について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9 番 委 員

9番、田村です。地図の2番をご覧ください。申請地は〇〇を〇〇へ100メートルほど向かいます。左折して突き当たりの左奥が申請地です。申請地の南側は家庭菜園を行っておりました。特段問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番、議案第3号番号1番

会 長

番号2番については、議案第3号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案

件でありますので、併せての協議をお願いします。笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 1 番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇の信号を右折します。1.5 キロメートルほど進み左折します。しばらく進むと左手側に申請地があります。北側に発電所があり、すぐ南側に一般住宅があります。申請地には雑草が生えておりますが、隣地に支障はございません。東側と北側には一般住宅があります。〇〇との境界付近であり、工業団地です。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番及び議案第 3 号番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

10 番委員 譲渡人が 2 名となっていますが、別々に申請しなくて良いのでしょうか。

事務局 譲受人は 1 つの会社さんなので、申請を 2 つに分けず、1 つの申請としています。

9 番推進委員 議案第 3 号番号 1 番の計画変更申請についてです。亡持ち分 2 分の 1 となっていますが、残りの 2 分の 1 はすでに申請済みなのでしょうか。今回の議案書にはそれについての記載がないようですが。

事務局 久宮 435-4 につきまして、以前は〇〇さんと〇〇さんの共有名義でしたが、〇〇さんがお亡くなりになり、現在は〇〇さんの単独所有となっております。

会 長 番号 2 番及び議案第 3 号番号 1 番につきまして、その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番及び議案第 3 号番号 1 番について採決をいたします。番号 2 番及び議案第 3 号番号 1 番について可決することに異議はありますか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番及び議案第 3 号番号 1 番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長

番号3番の案件について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の3番をご覧ください。〇〇の信号を西に100メートルほど向かいます。地図上に〇〇と書いてある曲がり角を北に入ります。200メートルほど進んだ左手側が申請地となります。周囲は一般住宅に囲まれておりまして、綺麗に整備されておりました。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

会 長

番号4番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の4番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交差する踏切を南下します。〇〇を左折し、30メートルほど向かった右手側となります。特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

会 長 番号5番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の5番をご覧ください。申請地は〇〇と交差する〇〇を80メートルほど南下します。最初の信号を左折します。200メートルほど直進します。調整池の手前を左折します。しばらく直進した左側となります。特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

会 長 番号6番について、大間々15区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員 11番、星野です。地図の6番をご覧ください。〇〇の〇〇を渡り、T字路を右折します。1キロメートルほど道なりに進みます。〇〇という〇〇があるY字路を左折します。1キロメートルほど北上します。左手に申請地があります。申請地の東側と南側は公道に囲まれています。申請人の自宅の前を通らなければ申請地にたどり着かない地形となりますので、一体利用ということで致し方ないと思いま

す。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

議案第5号

会 長 日程第5議案第5号「空き家に付随した農地指定申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。農地の別段の面積取扱基準により、農地面積が1アール以上で基準を満たします。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長 番号1番の案件について、東町2区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、関口です。地図の7番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇から約400メートル東に位置しています。畑は花桃が植えており、草は生い茂っておりますが、管理されている様子でした。空き家に隣接した農地となっております。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 従前より、空き家に付随した農地については、1アールから取得できるようにお願いしておりました。今回その要望が叶い、感謝しております。東町の空き家対策は最重要課題と認識しておりますので、これによって少しでも解決に近づければと思っております。できれば空き家の購入者がどこのどなたか分かるようにして頂けないでしょうか。

事務局 今回の総会では、空き家と農地のセットでの指定申請について、是非を問うこととなります。その次の段階として、次回以降の総会で、農地の取得申請について是非を問いたいと思います。その際には取得者が分かるようにしたいと思います。

会長 ほかに、番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第6号

会長 日程第6議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が6件、再設定が2件ございます。
(議案書、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)
新規設定6件の地積合計は、7,544㎡となります。
以上6件の審議について、よろしく願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番から番号6番について採決をいたします。番号1番から番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番は可決いたします。

事務局 (議案書、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)
再設定2件の地積合計は、5,490㎡となります。
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号2番につきまして、ご意見等ご

ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号2番について採決をいたします。番号1番から番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番は可決いたします。

事務局 回答を保留しておりました質問について、ご回答いたします。議案第1号で9番小林推進委員よりご質問のあった、相続財産は国に帰属するのではないのかという質問です。今回のケースにおいては、相続財産管理人が事務手続きを行い、財産は国庫に帰属すると管理人より聞いております。その他のケースとしては、特別縁故者より申し出があった場合、財産分与されるケースもあるようです。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年6月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年6月27日 午後2時31分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

7 番委員

.....

8 番委員

.....